

在日米軍司令官

ジェリー P. マルティネス中将 殿

Lt. Gen. Jerry P. Martinez, Commander, U.S. Forces Japan

2019年3月22日

名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階
沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟弁護団

弁護士	新垣 勉
弁護士	籠橋隆明
弁護士	和田重太
弁護士	小林邦子
弁護士	吉岡良治
弁護士	渡部貴志

1. 申し入れの趣旨

現在普天間代替施設(「辺野古新基地」という)の建設に関する、日本国政府のキャンプシュワブ内への立入を不許可にした上で、在日米軍の責任において本件開発区域におけるジュゴン保護のための科学的検証に耐えうる調査を実施し、ジュゴン保護計画立案とその実行を行うことを求める。

2. アメリカ合衆国政府の権限と辺野古新基地建設に関する責任

沖縄防衛局は現在辺野古新基地建設をキャンプ・シュワブ及びこれに隣接する水域(以下「新基地開発区域」という)に進めている。この区域は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(以下「地位協定」という)2条に基づき、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という)の軍隊(以下「合衆国軍」という。)に提供されている。

合衆国軍基地に提供された区域は地位協定3条1項に基づき合衆国政府に対して排他的使用権が与えられているため、同区域に日本国政府も含めて立ち入ろうとする者は合衆国の許可が必要である。同許可は地位協定25条に基づき設置された日米合同委員会における「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」に従った手続を経た上で許可される。

辺野古新基地は合衆国政府に提供される基地であることからその所要については日米政府が共同して取り決められている。また、新基地開発区域には排他的使用権が及ぶ区域であることから、基地建設は合衆国政府の許可のもとに実施されている。このような事情下においては、辺野古新基地建設は単に日本国政府の行為に止まらず、日米両国共同行為ともいうべきものである。従って、

合衆国政府は辺野古新基地建設が惹起する諸問題について日本国政府と同じく責任を持たねばならない。

新基地開発区域はジュゴン(Dugong dugon)の生息区域であるとともに、我が国有数の豊かさをもつ自然生態系が展開する区域であるため、合衆国政府は新基地建設による自然破壊を回避し、これらを保護する責任を負っている。

3. 合衆国政府の自然生態系を保全する義務

合衆国国防省は米域外の軍事施設について「域外環境基本指針文書(OEBGD/Overseas Environmental Baseline Guidance Document)」を作成している(JEGS, C1. 1. 1)。同文書によれば各国に駐留する米軍における「国防省環境司令官」(DoD Lead Environmental Component: DoD LEC)は、OEBGDと受入国の環境に関する基準とを比較して、環境保護にとってより厳しい基準を反映させた最終管理基準(Final Governing Standard: FGS)を作成することとなっており(JEGS, C1. 1. 2)、我が国では在日米軍における国防省環境司令官が日本国におけるFGS、「日本環境管理基準(JEGS/Japan Environmental Governing Standards)」を策定している。

JEGSは13章(自然資源及び絶滅危惧種)において、自然資源の保全を計画的に管理するよう定めている。DODにおいては日本政府が絶滅危惧種として、あるいは文化的価値あるものとして保護している種をリスト化し(JEGS, C13. 2. 4)、リストにあげられた種の保護及び当該の生息区域の保護をはかるとしている(JEGS, C13. 2. 3)。日本のジュゴンは日本の文化財保護法による国の天然記念物であることから保護の対象とされJEGS, C13, 2. 9のリストT2にあげられているため、種及びその生息区域はJEGSの保護対象となっている。そのため軍施設はJEGSに基づきジュゴン及びその生息地を保護し向上させるために合理的な措置を講じなければならない(C13. 3. 1)、軍施設は自然資源管理計画を作成しなければならない(C13. 3. 3)。

そもそも、ジュゴンは米国「種の保存法」(Endangered Species Act/ESA)にリストされた種であることから、米国政府は自国の法であるESAに従ったジュゴン保護政策が実施されるべきである。また、前述のOEBGDの原則からいってもジュゴンにはESAの保護種にふさわしい保護政策が行われてしかるべきである。

4. 辺野古新基地建設に関してジュゴンに対する科学的調査は行われていない

私たちJELF(日本環境法律家連盟)は日本のジュゴンに対してNHPA(National Historic Preservation Act)に基づく保護を求めてDODに対し訴えを提起した。その中で、DODはデビッド・ウェルチ氏ら研究者にジュゴンの文化的価値の調査を委託し、2010年調査結果は2010年3月に報告書としてまとめられた(以下「ウェルチ報告書」という)。訴訟では辺野古新基地建設が沖縄ジュゴンに与える文化的影響が争点になっているため、基地建設によって沖縄ジュゴン絶滅の危険性が增大するかも重大な関心事であった。

ウェルチ報告書はいくつかの例をあげてジュゴンに関する環境影響評価は科学性がないと酷評している。DODにはJEGSによって沖縄のジュゴン保護措置をとるべき義務があることは前述の通りである。JEGSは科学的な検討に耐えうる種及びその生息地の保全を図るよう計画をたて実行するようも定めている。ジ

ユゴン保護措置が有効となり得るためにはジュゴンに関する科学的調査が正確であることが前提であることは言うまでも無い。日本におけるジュゴンの科学的調査はきわめて不十分なものであるから、DODは現に進められている辺野古新基地建設を日本国政府に中止させ、直ちにジュゴンに関する正当な調査を実施するべきである。

5. ジュゴン保護措置の必要性和工事立入許可の中止

(1) 防衛施設庁は2012年の調査に基づいて環境影響評価を行ったのであるが、この調査自体科学性が乏しく、ジュゴンの状態を評価するには不十分である。実際、「北限のジュゴン調査チーム・ザン」(以下、「チーム・ザン」)の調査により、2014年5月16日から7月5日の期間、辺野古湾及び大浦湾についてジュゴンの食み跡調査が実施された結果でも、キャンプシュワブ大浦湾側に多数のジュゴンの食痕が確認された。この調査では市民団体のよるものであるが、科学的な本格的調査を実施すればさらに正確に把握されるものであることは言うまでも無い。

特に重視されるべきはジュゴンによって利用されている位置も大浦湾奥部から陸に近い瀬嵩(大浦湾)、キャンプ・シュワブ大浦湾側と広範囲にわたっている点である。水深も、従来は浅瀬のみを利用すると考えられていたが、19.6mという深場にある海草藻場も利用していることが判明した。

(2) 防衛施設庁の調査によると、2007年以降雄個体A(主に嘉陽で確認)、雌個体B(主に古宇利島)、幼獣個体C(古宇利、辺戸岬を回遊)の3頭の個体が確認された。しかし、沖縄防衛局によると2015年6月24日を最後に、個体Cが目撃されていない。(沖縄防衛局, 2017)。また、個体Aについても平成30年9月以降確認されていない。埋め立て工事が進行し、ジュゴンの藻場が失われていることや、船舶の走行、工事に伴う騒音、沖縄防衛局による過剰な監視行動など、ジュゴンに与える悪影響は数多くあり、埋め立て工事との関連性が検討されなければならない。新基地開発区域は米国政府の管理下に置かれているものであり、この工事とジュゴンとの関連性は管理権者である米国政府の責任において調査されなければならないものである。在日米軍は直ちに工事を中止させ工事のジュゴンに対する影響を調査するべきである。

(3) 大浦湾の軟弱地盤はかねてより指摘されていたことであるが、防衛省が平成31年1月18日に国土交通省に提出した「地盤に係る設計・施工の検討結果報告書」によれば、軟弱地盤が最深90mに及び、「検討結果報告書」では、サンドコンパクションパイル(SCP)の本数は合計38,945本、サンドドレン(SD)の本数は37,754本、合計76,699本もの砂杭を打設するとしている。地盤改良の面積は57haに及ぶ。大量の土砂投入は大浦湾の自然生態系に大きな影響を与えることは自明なことであり、その影響の調査は不可避である。当然の工事がジュゴンに与える影響も調査しなければならない。

(4) これらの事情のどの一つとっても、ジュゴン保護措置の前提となるジュゴン調査がジュゴン保護のために必要不可欠であることがわかる。辺野古新基地建設において米国政府の責任は確実に存在する。JEGSのルールからすれば、在日米軍はジュゴン保護措置をとるべき義務が存在することは指摘した通りである。現在防衛施設庁は辺野古新基地建設のために土砂投入を開始している。

この行為は本件開発区域に不可逆的な変化をもたらすものであって、今後いかなる保護措置も無意味にするものである。在日米軍は辺野古新基地建設のための防衛施設庁の立入許可を中止し、在日米軍の責任において本件開発区域におけるジュゴン保護のための科学的検証に耐えうる調査を実施し、ジュゴン保護計画立案とその実行を行うべきである。

6. 以上から、JELFは在日米軍に対して、次の事項を求めるものである。

① 辺野古新基地建設のために日本国政府が新基地開発区域に立ち入る許可を与えないこと

② ①により工事を中止させ、在日米軍の責任においてジュゴン保護のために科学的検証に耐えうる方法で調査を実施すること

③ 在日米軍の責任においてジュゴン保護、大浦湾の自然生態系保護計画を立案し、実行すること